

(別紙)

財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
農林部	農政課 (盛岡市農 業再生協 議会)	R-6	意見	盛岡市経営所得安定対策等推進事業費 補助金に係る一連の手續きにおいて、補助金の申請代表者と交付決定者が同一であり、民法第108条の双方代理の禁止の規定が類推適用されるおそれがあることから、補助金の交付決定者である盛岡市と協議されたい。 なお、盛岡市においては、当該事案を含めた包括的な課題を解決されることを望む。	措置 済	関係する制度主管課との協議により、個別対応とした。 協議会と担当課で対応を検討した結果、昭和48年の「市長が市以外の団体の代表者となっている場合の契約の締結方法について」の通達を準用し、令和8年度から、市側が市長代理として副市長名で交付決定を行うこととした。

(備考)

1 措置状況欄は、「措置済」、「未措置」の区分により記入してください。

2 措置に関する方法等が未定の場合であっても、措置の内容欄に、検討状況の具体的内容(現状、方向性、見通し、見解等)を記入してください。